

橿原市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定に係る協定書

橿原市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現、地域社会の発展及び市民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現、地域社会の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域経済の活性化と安心して働ける環境を実現すること。
 - (2) 安心・安全な観光地づくりを構築すること。
 - (3) 結婚・出産・子育ての希望がかなう、やさしい社会をつくること。
 - (4) 安心・安全に暮らすことができる魅力的な地域をつくること。
 - (5) 多様な人材の活躍を推進すること。
 - (6) 新しい時代の流れを取り入れた地域社会をつくること。
 - (7) その他、地方創生に資する取組に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

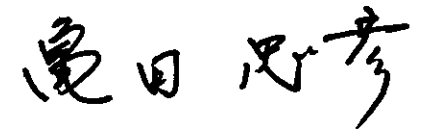
2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和4年8月3日

甲 橿原市

橿原市長



乙 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

奈良支店長

